

第59号議案

東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の旅費に関する条例（昭和38年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に、「を変更」を「の変更」に、「され」を「を受け」に、「において」を「には」に、「、既に」を「既に」に、「があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた」を「のうちその者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「できるだけ」を「、」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、食卓料、包括宿泊費及び渡航雜費とし、これらの内容については、第11条から第18条までに定めるところによる。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、前条に定める種目及び第11条から第18条までに定める内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「によつて、出張しがたい」を「により出張し難い」に改める。

第9条中「鉄道旅行・水路旅行・航空旅行」を「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行」に、「鉄道賃・船賃・航空賃又は車賃」を「鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費」に改める。

第10条の見出しを「（旅費の請求及び精算）」に改め、同条第1項中「概算払い」を「概算払」に、「受けようとする者」を「受けようとする出張者」に、「旅費額」を「旅費」に、「支払」を「支給」に改め、同条第2項中「概算払い」を「概算払」に、「者」を「出張者」に改める。

第11条から第22条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に

規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市長が定めるものをいう。第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。第14条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務

のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程 1 キロメートルにつき 37 円とする。

- (1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第 15 条 宿泊費は、別表に定める額を上限として、旅行中の宿泊に要する費用とする。ただし、特別の事情がある場合は、その金額を超えて支給することができる。

(食卓料)

第 16 条 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、別表に定める定額とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第 17 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 11 条から第 15 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(渡航雑費)

第 18 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が定める費用の額とする。

(管内旅費)

第 19 条 東大和市の区域内の出張については、原則として旅費を支給しない。ただし、交通機関を利用する必要のある場合は、これに要する旅費を支給することがで

きる。

(東京都内の旅費)

第20条 東京都の区域内の出張についての鉄道賃は、第11条の規定にかかわらず、同条第1号の運賃に限り支給する。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費とする。

(旅費の調整)

第22条 出張者が東大和市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合は、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 上司等に随行（同行を含む。）して出張する場合その他この条例の規定により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、当該上司等と同額の旅費又は必要な実費を支給することができる。
- 3 研修、講習その他これらに類する目的のため長期間にわたって出張した場合には、市長が任命権者と協議して定める旅費を支給することができる。

第23条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「実施」を「施行」に、「市規則」を「規則」に改める。

別表中「（第16条、第17条関係）」を「（第15条、第16条関係）」に、「宿泊料」を「宿泊費」に、「定額」を「上限額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東大和市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の東大和市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、

なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第4項の規定は、同項に規定する者が同条第1項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項の規定は、同項に規定する者が同条第1項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用する。